

石垣市立川原小学校いじめ・不登校防止基本方針

令和5年度

1 川原小学校いじめ・不登校防止基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。石垣市立川原小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめの問題克服に向けて取り組むために、いじめ防止対策推進法 13 条の規定に基づいて、いじめ・不登校防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「石垣市立川原小学校いじめ・不登校防止基本方針」を策定する。

(3) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもたちにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることがめざして行うことが重要である。

また、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子どもが十分に理解できるように行うことが必要である。加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服をめざし、連携して取り組むことが大切です。

石垣市立川原小学校は、いじめ・不登校防止等のための組織「いじめ・不登校防止対策委員会」を中核として、校長のリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、学校の設置者とも連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ①小規模学校のため、親しい関係の慣れからくるコミュニケーション不足によるトラブルが時折見られる。校内では良好な人間関係を保てるようになってきたが、家庭生活や学童クラブ、部活動等においてはその傾向が顕著に現れている。
- ②地域のコミュニティーのせまさにより、周りを気にして自分の気持ちを伝えられない児童もみられる。

(2) 本校の課題

- ①相手を大切にされた言葉づかい（相手意識を高める）
- ②家族の支えを感じている児童が少ない

3 いじめ・不登校防止等の対策のための組織と役割

「いじめ・不登校防止対策委員会」の設置

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめにつながるささいな兆候や懸念、児童や他の児童保護者からの訴えを、特定の教員だけが抱え込むことのないよう、組織として対応する。委員会は基本方針の下、校長、教務、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等で構成・実施し、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて開催する。

(1) 「いじめ・不登校防止対策委員会」の役割

① 「学校いじめ・不登校防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

ア 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ・不登校防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

② 教職員への共通理解と意識啓発

ア 年度初めの職員会議で「学校いじめ・不登校防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

イ 「心のアンケート」（生徒指導）「トークタイム」（教育相談）での結果集約、対策の検討を行い、実効あるいじめ・不登校防止対策に努める。

ウ 職員会議や終礼・学担研等で全教職員で各学年の様子や配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

エ 個別ファイルを作成し、いつでも記入・確認ができるようにする。（教育相談との連携）

③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

ア 学校だより・学級だより等を通して、児童の様子を発信する。

④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

ア いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけたいじめ不登校防止対策委員会を組織する。

イ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

ウ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

① 「心のアンケート」の結果を活かし児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

② 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

① 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

② 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

③ 月に一回学級での「ハートタイム」で学校の課題や道徳的教材を取り上げ話をする。

(3) 縦割り班活動の実施

- ① 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身にけさせる。

(4) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ① 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(5) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ① 近隣の中学校や幼稚園等と情報交換を行い、いじめの早期解決に努める。

5 いじめ早期発見、不登校防止のための取組（※別表 年間指導計画はP96～）

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、中学校や青少年センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「心のアンケート」の実施（生徒指導担当）

月に一回「心のアンケート」を実施する。また、アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。また結果を集計して月報にまとめ、市教育委員会に提出する。

(3) 「トークタイム」の実施（教育相談担当）

学期に1回「トークタイム」を実施する。教育相談期間中に行い、全職員が児童との教育相談を行う。（事前アンケートにより相談相手・内容を確認する。）

(4) 日記指導を通して

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(5) 不登校未然防止「魅力ある学校づくり」に取り組む

- ① 学級や学校をすべての児童が落ち着ける場所にしていくこと（→「居場所づくり」を進める）

- ② 日々の授業や行事等において、すべての児童が活躍できる場面を実現すること（→「絆づくり」）

6 早期対応

(1) いじめの初期対応

- ① いじめに関する相談を受けた場合、速やかに校長・生徒指導主任に報告し事実の有無を確認する。

- ② いじめの事実が確認された場合は、【いじめ・不登校防止対策チーム】を開き対応を協議する。

- ③ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導、その保護者への助言を継続的に行う。

- ④ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

- ⑤ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

- ⑥ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

*別表 いじめ対応マニュアル（→P96）

(2) 「不登校相当児童」への初期対応

〈予兆に気づいたら〉

- ① 実態把握・情報収集 登校できているときには全職員で声かけ
- ② 学級・学校内の人間関係や変化を、担任中心に実態を把握する
- ③ 保護者からの聞き取り（家庭内の変化・兄弟姉妹の変化）

〈本格化させないために〉

- ① 校内支援チームを結成（校長、教務、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等）
 - ア 情報共有、共通確認
 - イ 対応策の検討
 - ・教室以外の他教室へ居場所を作る。
 - ・児童の実態に応じて、保護者と連携し徐々に学校生活への適応を図り、学校復帰を前提に支援・指導する。

7 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合）
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

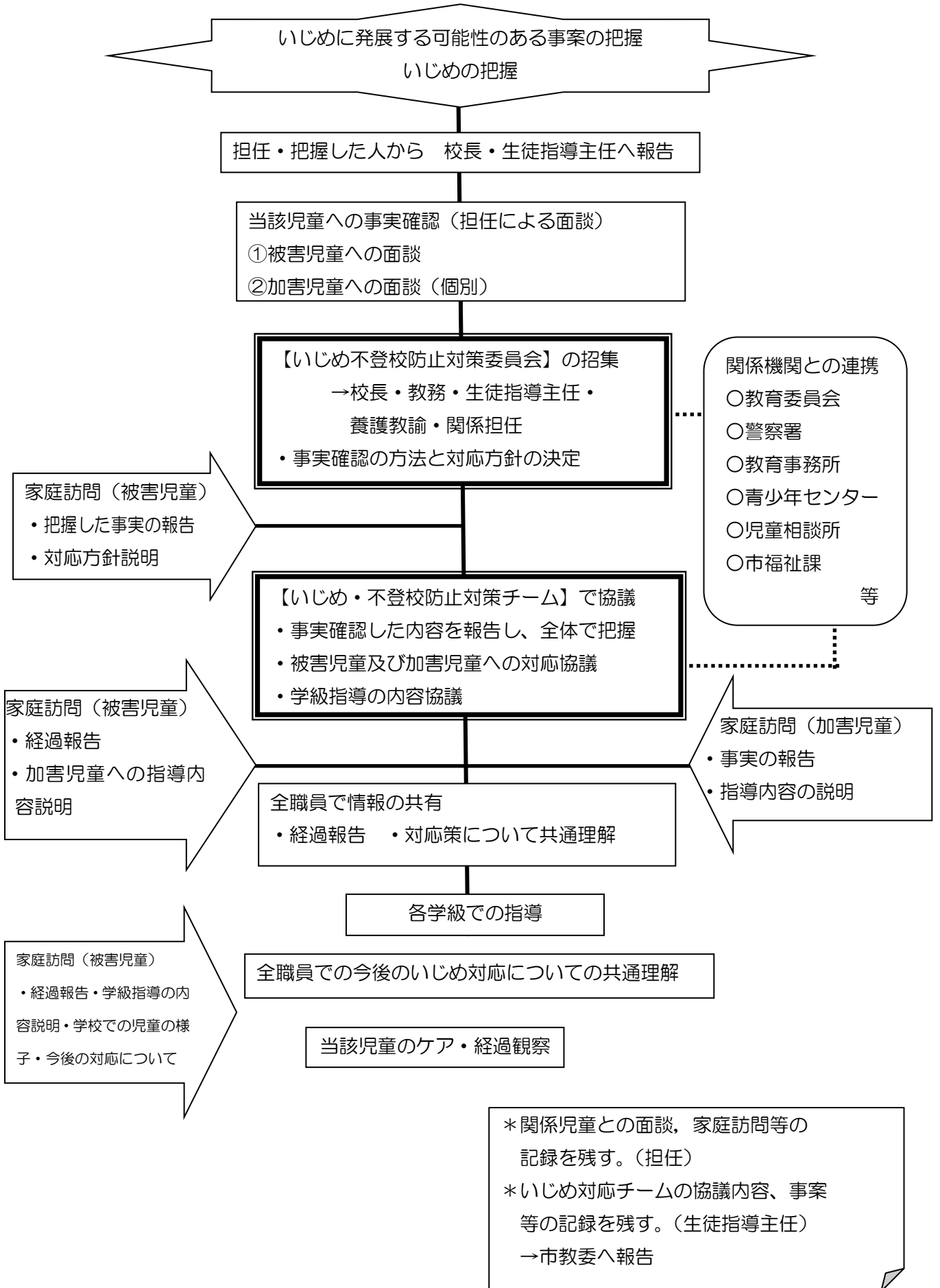
(2) 重大事態への対応について留意事項

- ① 「疑い」があった場合、速やかに石垣市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全て組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ② 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断します。当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ③ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確（窓口の一本化）にして適切な対応に努めます。

いじめ防止対策年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○川原っ子のきまり確認・共通理解 ○いじめ・不登校防止基本方針検討 【いじめ・不登校防止対策委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に対する情報交換【職員会議】 ○ハートタイム ○心のアンケートの実施	○学級開き・学級ルールづくり・川原っ子の決まりの確認【学活】 ○儀式を通した人間関係づくり【始業式・入学式】 ○人間関係づくり【遠足】 ○誕生給食	○いじめ・不登校対策についての説明・啓発 【PTA総会・学級通信】 ○家庭訪問 ○情報交換
5月	○児童に対する情報交換【職員会議】 ○生徒指導（いじめ防止対策）に関する研修 →生徒指導研の伝達【職員研修】 ○ハートタイム ○心のアンケートの実施	○誕生給食	○学級懇談会 ○情報交換
6月	○児童に対する情報交換【職員会議】 ○トークタイムの実施 ○ハートタイム ○心のアンケートの実施	○平和月間 ○人間関係づくり【大浜小交流】 ○誕生給食	○情報交換
7月	○児童に対する情報交換【職員会議】 ○インターネット状況調査 ○ハートタイム ○心のアンケートの実施	○人間関係づくり【校外児童会】 ○人権との関わり【人権教室】 ○誕生給食	○個人面談 ○情報交換
8月		○人間関係づくり【子ども会の行事】	OP 防犯パトロール
9月	○児童に対する情報交換【職員会議】 ○ハートタイム ○心のアンケートの実施	○誕生給食	○情報交換
10月	○児童に対する情報交換【職員会議】 ○トークタイムの実施 ○ハートタイム ○心のアンケートの実施	○行事【運動会】○読書旬間 ○人間関係づくり【宿泊学習】 ○誕生給食	○情報交換
11月	○児童に対する情報交換【職員会議】 ○ハートタイム ○心のアンケートの実施	（修学旅行） ○誕生給食	○情報交換
12月	○児童に対する情報交換【職員会議】 ○ハートタイム ○心のアンケートの実施	○行事【学習発表会】 ○誕生給食	○個人面談 ○情報交換
1月	○児童に対する情報交換【職員会議】 ○ハートタイム ○心のアンケートの実施	○人間関係づくり【大浜小交流】 ○誕生給食	○情報交換
2月	○児童に対する情報交換【職員会議】 ○トークタイムの実施 ○ハートタイム ○心のアンケートの実施	○誕生給食	○情報交換
3月	○児童に対する情報交換【職員会議】 ○ハートタイム ○心のアンケートの実施	○誕生給食 ○儀式を通した人間関係づくり【卒業式、修了式・離任式】	○情報交換

いじめ対応マニュアル



川原小学校 登校支援リーフレット

○不登校の未然防止

〈家庭の役割の確認〉

- (1) 基本的な生活習慣の確立
 - ・早寝・早起き・朝ご飯の定着
 - ・「Go家運動」「愛の声かけ運動」の推進
- (2) 家庭学習の習慣化
- (3) 怠学を許容する(安易に病欠する)保護者の啓発
- (4) 常日頃から保護者とコミュニケーションを図る。
 - ・子どものがんばりやよさについて情報交換を
- (5) スマホ・携帯利用は夜9時まで!
- ・家庭のルールづくり ・フィルタリング

〈不登校サインの早期発見〉

- 目配り・気配りで情報の共有を
 - ・友人関係、早退・遅刻、休み時間の様子、部活、学習面の遅れ、腹痛、頭痛、チック等の身体症状

〈不登校の予防チェックリスト〉

学校で

- 体調不良での遅刻・早退が多くなってきた。
- 月に3日以上欠席があった。
- 保健室に行くことが多くなった。
- 給食を食べる量が著しく減少(増加)した。
- 学習意欲が低下した。
- 特定の教科のある日に欠席・欠課がある。
- 独りであることが多くなった。
- 教室以外で過ごすことが多くなった。
- からかわれたり仲間はずれにされたりすることがある。

家庭で

- 登校前に体調不良を訴える。
- 「学校に行きたくない」と訴える。
- 朝起きられないで遅刻する。

適切な初期対応が大切です！予兆に気付いたら【実態把握】【情報収集】

欠席1日目【担任による家庭への電話連絡】

- ・欠席の理由をしっかりと把握する。病欠の場合：病状の確認と、医療機関の診察を確認(養護教諭との情報共有)

欠席2日目(連続・断続)【担任による家庭訪問】

- ・家庭からの連絡に関わらず家庭訪問を行う。(生徒指導主任、教育相談担当、小中アシスト相談員等との連携)

欠席3日目(連続・断続)【校内でチームを組んで組織的対応】

- ・一覧表を作成し、各状況に応じて支援を行う。(管理職、養護教諭、生徒指導主任、教育相談担当、SC・SSW、小中アシスト相談等)

関係機関との連携を図る

- ・教育委員会(学校教育課)：82-4701
- ・青少年センター：82-1030
- ・あやばに学級：83-6388
- ・こども家庭課：87-0771
- ・子育て支援課82-1704
- ・沖縄県中央児童相談所八重山分室：88-7801

次のステップへ

こころのアンケート「こまっていることはないかな？」

《小学校低学年》

ねん なまえ

1. つぎのことをされたり、みたりしたことはありますか。

	できごと	はい	いいえ
じぶんのこころ	からかわれたり、いやなことをいわれたりした。		
	なかまはずれや、みんなからむしされた。		
	たたかれたり、けられたりした。		
	ものをかくされたり、こわされたりした。		

「はい」に○をした人

いつごろ	だれが	なにをされた（くわしくかいてください）

	できごと	はい	いいえ
ともだちのこころ	からかわれたり、いやなことをいわれたりしているともだちをみた。		
	なかまはずれや、みんなからむしされいるともだちをみた。		
	たたかれたり、けられたりしているともだちをみた。		
	ものをかくされたり、こわされたりしているともだちをみた。		

「はい」に○をした人

いつごろ	だれが	だれに	なにをした（くわしくかいてください）

上のことのほかに気になっていることやなやんでいることがありますか。あったらかいてください。